



**春日井市**

**一般廃棄物処理  
基本計画**

**2024 - 2033**

2024(令和6)年3月  
春日井市

## はじめに

春日井市では、2019（平成 31）年 3 月に策定した「春日井市ごみ処理基本計画」に基づき、市民、事業者の皆様のご協力のもと、ごみの減量や資源化を推進することにより、2017（平成 29）年度には約 8 万トンであった市内のごみの排出量が、2022（令和 4）年度には約 4 % の削減となる約 7 万 7 千トンまで減少するなど、前計画で目指した姿に向けて着実に取組を進めてきました。

また、生活排水の処理についても、2014（平成 26）年 1 月に策定した「春日井市生活排水処理基本計画」に基づき、河川など公共水域の水質保全に向けて、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進など、適正処理の拡大に取り組んできました。

一方、前計画の策定から年月が経過し、国内外の社会情勢は大きく変化しています。廃棄物分野においても、海洋プラスチック汚染や食品ロス、温室効果ガスの増加による気候変動など、地球規模で環境問題が深刻化する中、2050 年の脱炭素社会の構築や SDG s（持続可能な開発目標）との整合を踏まえた取組に加え、激甚化する自然災害や感染症に対応し得る安定的な廃棄物処理体制の確保など、新たな課題への対応が求められています。

今後、人口減少や少子高齢化の一層の進行が見込まれる中、こうした社会情勢の変化に的確に対応し、循環型社会の実現に向けて更なる廃棄物の減量や資源化、適正な処理を推進するため、これまでの「春日井市ごみ処理基本計画」と「春日井市生活排水処理基本計画」を統合し、新たに「春日井市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

新たな計画では、前計画の基本理念を継承し、「ともに取り組み、次世代へつなぐ」ことを念頭に、市民、事業者、市の協働のもと、4 R の推進や環境に配慮した安全で安定的な処理体制の構築、生活排水処理の更なる推進など、様々な視点から施策を展開してまいります。引き続き、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見、ご提案をいただきました春日井市廃棄物減量等推進審議会委員の皆様を始め、様々な機会を通じてご助言をいただきました皆様に心からお礼を申し上げます。

2024（令和 6）年 3 月

春日井市長



石黒直樹



# 目次

## 第1部 総論

第1章 計画の基本的事項	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の対象区域	4
4 計画の対象とする廃棄物	4
5 計画期間	4
6 本計画とSDGsの関係	5
7 計画の推進	6
第2章 春日井市の概況	8
1 位置・面積	8
2 人口	9
3 産業	10

## 第2部 ごみ処理

第1章 ごみ処理の現状と課題	12
1 ごみ処理の方法	12
2 前計画（中間目標年度まで）の総括	22
3 ごみ処理の実績	25
4 市民意識	37
5 今後の課題	40
第2章 ごみ処理の将来像	43
1 基本理念	43
2 基本方針	43
3 計画目標	44
4 目標達成時の排出予測	44
第3章 実現に向けた施策	47
1 施策体系	47
2 具体的な施策	48
基本施策1 ごみを発生させない取組の推進（リフューズ・リデュース）	48
基本施策2 ごみをごみにしない取組の推進（リユース・リサイクル）	51
基本施策3 分かりやすい情報発信と環境教育の推進	53
基本施策4 ごみの適正排出と環境美化の推進	55
基本施策5 効率的かつ安定的な収集運搬体制の構築	57
基本施策6 適正な中間処理・最終処分体制の確立	59

## 第3部 生活排水処理

第1章 生活排水処理の現状と課題	62
1 生活排水処理の現状	62
2 今後の課題	70
第2章 生活排水処理の将来像	71
1 基本理念	71
2 基本方針	71
3 計画目標	72
4 目標達成時の処理人口等の予測	72
第3章 実現に向けた施策	74
基本方針1 生活排水処理の更なる推進	74
基本方針2 し尿・浄化槽汚泥の適正処理	75

## 資料編

春日井市廃棄物減量等推進審議会	78
中間案に対する市民意見公募	81

# 第 1 部 総論

# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の趣旨

近年、気候変動の影響が原因と考えられる自然災害の激甚化・頻発化や、金属や化石燃料等の天然資源の枯渇、海洋プラスチックごみによる生態系への影響など、環境問題が深刻化する中、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムを見直し、資源の循環的利用を一層徹底することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」への変革が求められています。

また、2015（平成27）年9月の国連サミットでは、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動目標として、SDGs（持続可能な開発目標）が採択され、持続可能な社会を目指した国際協調の取り組みが求められています。

こうした中、我が国においては、「循環型社会形成推進基本法」（2000（平成12）年6月制定）に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画の策定（2018（平成30）年6月）や、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行（2019（令和元）年10月）、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行（2022（令和4）年4月）などにより、循環型社会の形成に向けて、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させる持続可能な社会づくりへの取組が進められています。また、春日井市（以下「本市」という。）では、2021（令和3）年6月に、2050（令和32）年までに市内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティかすがい」を宣言し、脱炭素社会<sup>※1</sup>の実現に向けて、廃棄物分野においても二酸化炭素排出量の削減に積極的に取り組むこととしています。

こうした本市の廃棄物処理を取り巻く環境の変化に的確に対応し、循環型社会の実現に向けて一層のごみの減量や資源化、適正な処理を推進するため、2023（令和5）年度に中間目標年度を迎える「春日井市ごみ処理基本計画」を改定します。また、改定に当たっては、生活排水の適正処理を推進するための「春日井市生活排水処理基本計画」が2023（令和5）年度に計画目標年度を迎えることから、これらの一般廃棄物処理に関する計画を統合し、「春日井市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）として策定します。

また、「食品ロスの削減に関する基本的な方針」（2020（令和2）年3月閣議決定）や愛知県食品ロス削減推進計画（2022（令和4）年2月策定）を踏まえ、本市における食品ロス削減の取組を一層推進するため、ごみの減量と資源化の視点から実効性のある計画として、本計画の策定に内包する形で食品ロス削減推進計画を策定します。

<sup>※1</sup> 脱炭素社会…二酸化炭素を始めとした温室効果ガスの排出量について、排出削減と吸収源確保の取組により、実質的にゼロ（温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること）を達成した社会のこと。

## 2 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するもので、本市の廃棄物行政の最上位計画と位置づけ、一般廃棄物の排出の抑制及びその発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるための基本的な事項を定めるものです。

また、食品ロスの削減に当たっては、廃棄物行政全体の調和を保つことが重要であるため、本計画を「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条に規定される市町村食品ロス削減推進計画として位置付けます。

なお、本計画の策定や見直しに際しては、廃棄物処理に関する国の方針等のほか、「第六次春日井市総合計画」や「春日井市環境基本計画」等の関連計画との整合を図ります。

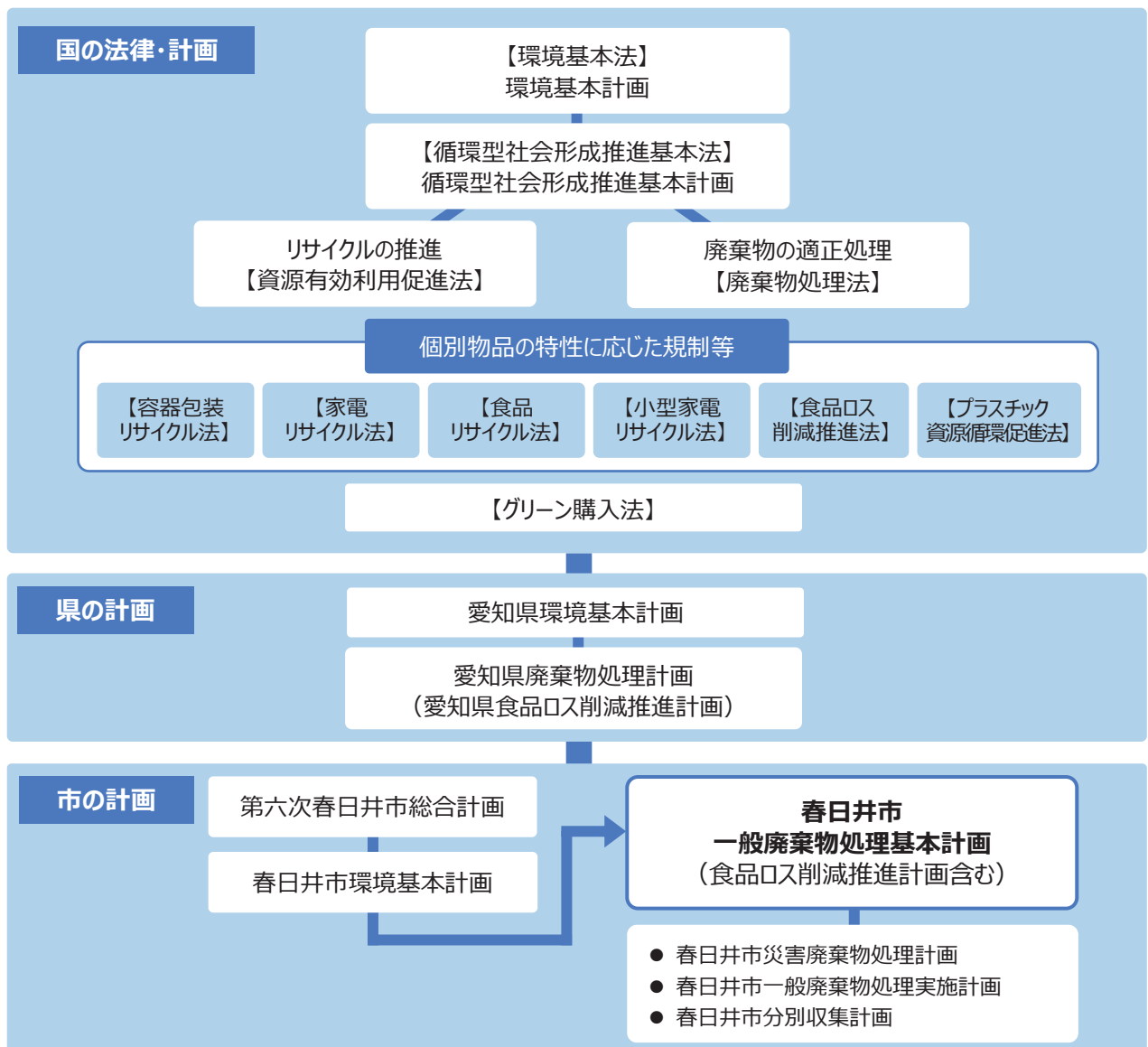


図 1-1 本計画の位置付け



### 3 計画の対象区域

本計画の対象区域は、春日井市全域とします。

### 4 計画の対象とする廃棄物

本計画の対象とする廃棄物は、本市で発生する全ての一般廃棄物（ごみ・生活排水）とします。

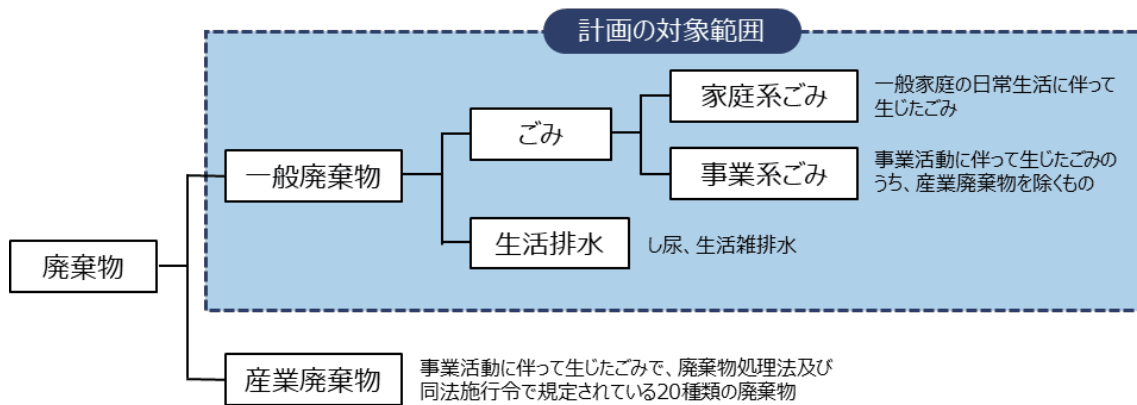


図 1-2 本計画の対象範囲

### 5 計画期間

本計画は、2024（令和 6）年度を計画初年度とし、2033（令和 15）年度を目標年度とする 10 年間を計画期間とします。

なお、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行うものとします。

西暦	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
和暦	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
内容・計画期間	▲基準年度	計画策定	▶ 計画期間（10年）									
							▲中間目標年度					▲計画目標年度

図 1-3 本計画の計画期間

## 6 本計画とSDGsの関係

SDGsとは、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略であり、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて採択された国際社会の共通目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」を基本理念としています。

廃棄物処理に関係が深い目標としては、「ゴール6：安全な水とトイレを世界中に」の水質の改善や水に関わる生態系の保護・回復や、持続可能な消費と生産のパターンの確保を目指す「ゴール12：つくる責任つかう責任」の食糧廃棄の半減、廃棄物の大幅削減などがあります。

このほかにも、廃棄物の適正な管理による持続可能な環境づくりや、自然災害等に対する強靭性（レジリエンス）や適応力の強化、海洋汚染の防止などが目標となっています。

本計画においては、本市における廃棄物処理の現状や課題を踏まえるとともに、SDGsの視点を取り入れながら、循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に進めます。



出典：国連広報センター

図1-4 持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標

## 7 計画の推進

### (1) 各主体の責務・役割

本計画の推進に当たっては、市民・事業者・市がそれぞれの立場に応じた適切な役割分担のもと、相互に連携し、協働して取り組む必要があります。各主体に期待される役割は、次のとおりです。

#### 市民の役割

##### ①排出者の責務

- ・ごみの発生抑制に努めた生活を心がけ、資源分別の徹底など、ごみの減量や資源化に取り組む。
- ・一人ひとりがごみの排出ルールを遵守し、ごみステーション等の清潔保持に努める。
- ・公共下水道への接続や合併処理浄化槽の利用など、適切な生活排水の処理に努める。

##### ②地域コミュニティの充実

- ・集団資源回収や地域清掃、ごみステーションの維持管理など、地域コミュニティを通じた活動に協力する。

#### 事業者の役割

##### ①排出事業者の責務

- ・ごみの排出から最終処分に至るまで責任を担うとともに、ごみの発生抑制につながる事業形態の構築に努める。
- ・資源や産業廃棄物の分別徹底に努めた事業系ごみの適正排出を推進する。
- ・公共下水道への接続や合併処理浄化槽の利用など、適切な生活排水の処理に努める。

##### ②生産者責任等

- ・環境負荷の低減に資する生産・流通・販売に努めるとともに、ごみの減量や資源化に取り組む。

#### 市の役割

##### ①排出者としての責務

- ・「春日井市役所地球温暖化対策行動指針<sup>※2</sup>」の実践等により、市民や事業者の模範となるよう、市職員一人ひとりが率先してごみの減量と資源化に努める。

##### ②計画・施策の実行

- ・市民・事業者等の幅広い主体と連携・協働して本計画を推進する。
- ・ごみの分別・排出方法の周知徹底に努める。
- ・社会情勢等の変化を注視し、柔軟かつ迅速に対応する。

##### ③安定的な処理体制の確保

- ・安定的な収集体制を維持し、環境負荷の低減に配慮したごみ処理施設の維持・更新を行う。
- ・大規模災害発生時や感染症蔓延時などにおいても、安定的な収集・処理体制を維持し、ごみ処理の継続を図る。
- ・効率的で適正な生活排水処理を推進する。

<sup>※2</sup> 春日井市役所地球温暖化対策行動指針…本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の抑制・削減を図るため、職員の行動や公共施設の設備の更新・運用改善に関する取組を定めた指針。

## (2) 計画の進行管理

本計画の目標の達成状況や施策の実施状況等について、PDCAサイクル<sup>※3</sup>に基づく進行管理を行います。

進行管理に当たっては、春日井市廃棄物減量等推進審議会<sup>※4</sup>への報告と審議を行い、市ホームページ等で公表します。また、計画の進捗状況等を踏まえて必要に応じて施策の改善を図り、毎年度策定する「春日井市一般廃棄物処理実施計画」に反映し、取組を推進します。

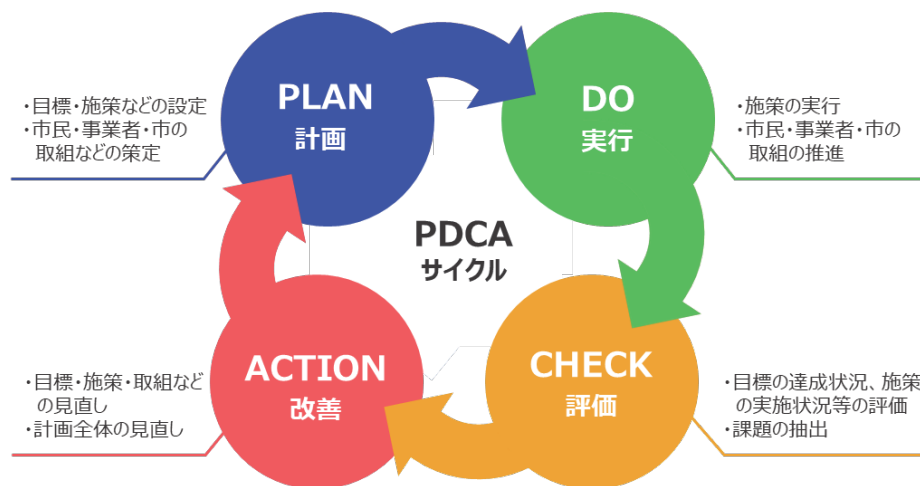


図 1-5 PDCAサイクルによる進行管理

<sup>※3</sup> PDCAサイクル…Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）を繰り返すことにより、業務を継続的に改善するためのマネジメントシステム。

<sup>※4</sup> 春日井市廃棄物減量等推進審議会…春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき設置する附属機関で、市民、事業者、学識経験者等で構成し、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を審議する。

## 第2章 春日井市の概況

### 1 位置・面積

本市は、1943（昭和18）年6月に勝川町、鳥居松村、篠木村、鷹来村の4町村の合併により誕生し、1958（昭和33）年1月には高蔵寺町、坂下町の2町が合併して現在の市域となりました。

市内には、東名高速道路、中央自動車道、名古屋第二環状自動車道の高規格幹線道路のほか、東西に国道19号、南北には国道155号、南部には国道302号が走っています。

また、市内を走るJR中央本線、名鉄小牧線、愛知環状鉄道、TKJ城北線の4鉄道には合計11の駅があり、更には県営名古屋空港にも隣接しています。

このような交通至便な立地条件のもと、名古屋市に隣接した本市では、土地区画整理事業による都市基盤整備を推進し、現在は人口約31万人を有しています。

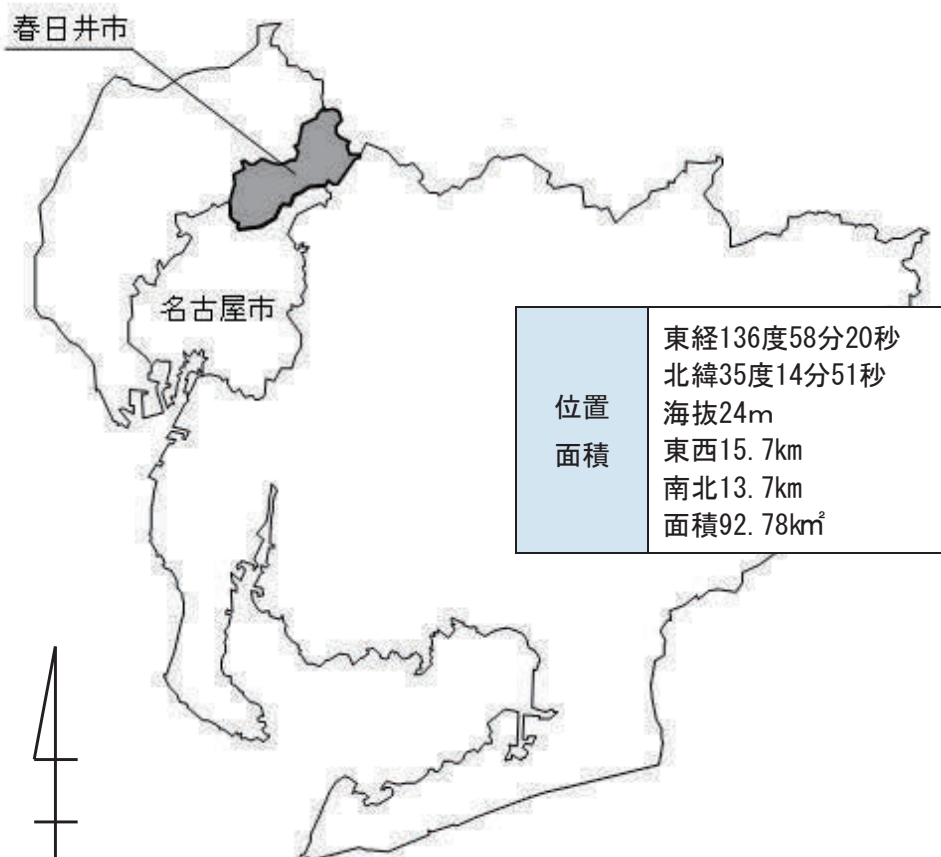
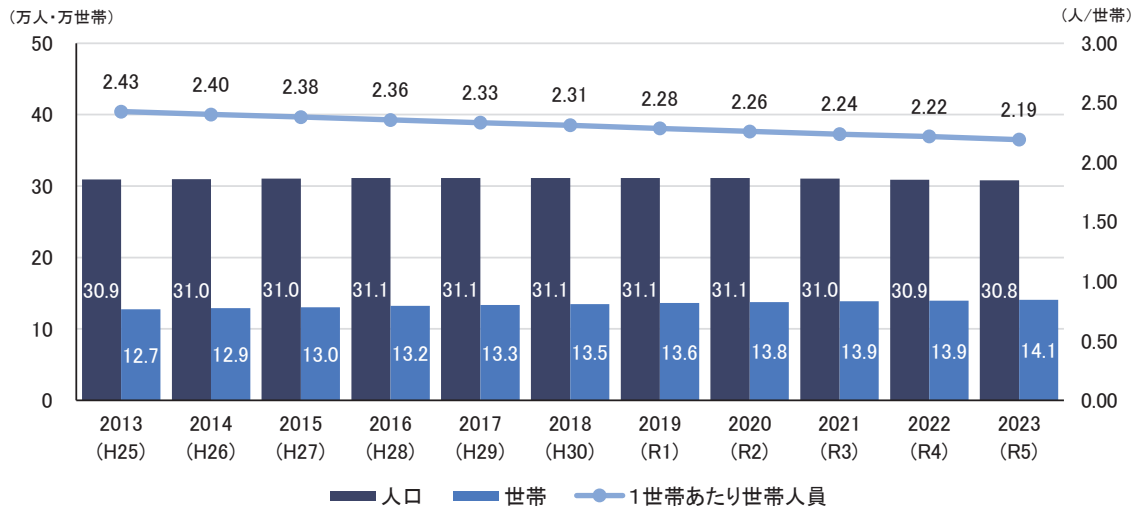


図1-6 本市の位置

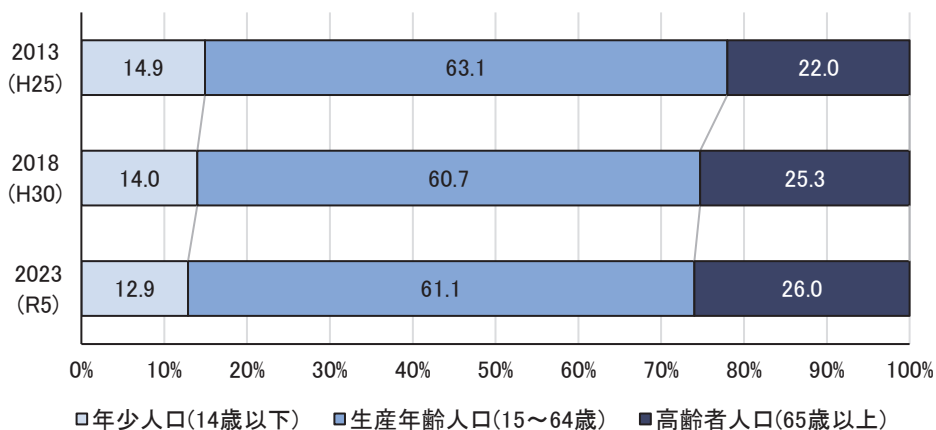
## 2 人口

本市の人口は、2023（令和5）年4月1日時点で308,038人、世帯数は140,647世帯です。人口は2017（平成29）年頃にピークを迎え、その後は緩やかな減少傾向にあります。一方、世帯数は年々増加しており、1世帯あたり世帯人員が減少しています。また、年齢別の人口割合をみると、総人口に占める65歳以上の人口（高齢者人口）が年々増加しており、高齢化が進んでいます。



出典：住民基本台帳人口（各年4月1日時点）

図1-7 人口等の推移



出典：住民基本台帳人口（各年4月1日時点）

図1-8 年齢3区分別の人口割合

### 3 産業

本市の産業構造は、第3次産業<sup>※5</sup>が中心となっており、その割合は増加傾向にあります。一方、第1次産業<sup>※5</sup>と第2次産業<sup>※5</sup>の就業者数は減少傾向です。

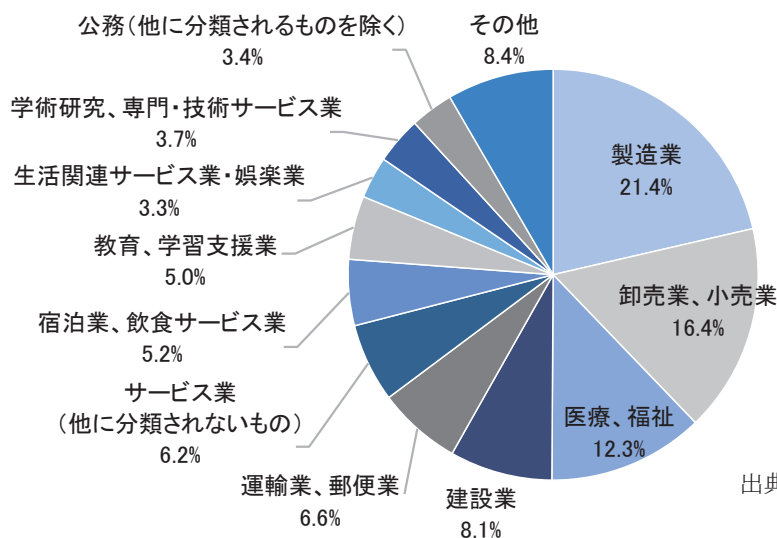
また、産業（大分類）別就業者の割合は、「製造業」が最も多く、次いで「卸売業、小売業」、「医療、福祉」、「建設業」の順となっています。

表 1-9 産業別就業者及び構成比の推移

(単位：人)

項目	2005 (H17)		2010 (H22)		2015 (H27)		2020 (R2)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総就業者数	147,490	100.0%	148,231	100.0%	145,722	100.0%	144,741	100.0%
第1次産業	1,327	0.9%	945	0.6%	916	0.6%	961	0.7%
第2次産業	46,843	31.8%	42,223	28.5%	43,101	29.6%	41,616	28.8%
第3次産業	97,211	65.9%	95,032	64.1%	96,234	66.0%	98,348	67.9%
分類不能の産業	2,109	1.4%	10,031	6.8%	5,471	3.8%	3,816	2.6%

出典：国勢調査



出典：2020（令和2）年国勢調査

図 1-10 産業（大分類）別就業者の割合

※5 第1次産業…農業、林業、水産業など自然を利用した産業。  
 第2次産業…製造業、建設業など第1次産業で生産した原材料を加工する産業。  
 第3次産業…商業、運輸通信業、サービス業など第1次、第2次産業以外の産業。